

「TPP11 で食の安全が脅かされる」

山浦康明

1) 3 月 8 日 (チリ現地時間)、離脱した米国を除く 11 カ国は TPP11 に署名しました。この妥結に積極的だった日本政府は今後、この TPP11 の事務局をになうことにもなりました。6～7 月ごろには日本で主席交渉官会合を開き、各国に批准を促したり、今後 TPP に参加希望する国への対応を協議する見込みです。

しかしこの TPP は日本の農業ばかりでなく、私たちの生活全般に規制緩和の悪影響が出ることとなります。また、各国の人々の生活よりも多国籍企業の利益が優先していくこととなります。

TPP11 の協定文は TPP12 の内容をそのまま入れ込んでいます。食の安全をめぐるのは、48 時間で検疫を通さなければならない規制の緩和、違法な遺伝子組み換え食品が輸入されてもすぐに輸出国へつきかえさず協議すること、安全性評価をおこなう際に予防原則が主張できない、企業の都合で食品添加物の表示をしなくてもよい、などの内容があり、それがそのまま TPP11 に盛り込まれたのです。投資の自由化、公共サービス・国有企業の民間への開放、なども一部凍結されてはいますが、そのまま協定文にあります。ISD 条項も一部凍結もありますが現存しています。以下、食の安全を中心に問題点を考えてみます。

2) 輸入品の検査について

・ TPP12 の元協定文第 2 章「内国民待遇及び物品の市場アクセス」の第 27 条 8 項では未承認の GM 食品・穀物がわずかに (5%以上) 混入していた場合、「違法なものだから」と輸出国へ突き返すことはせず協議することになりました。米国は TPP12 から離脱したもののカナダの GM 食品・穀物にはこれが適用されます。輸出国は日本に GM 食品を早く合法化するように要求することもできるのです。

・ 第 5 章「税関当局及び貿易円滑化」では「輸入手続の円滑化」という名目で、輸入品を「原則 48 時間で必ず入れなければならない」と書かれており、検疫体制がおろそかになる恐れがあります。現状では検疫所通過に平均して 92 時間かかっており、また平均してわずか 10%程度とわずかな抜き取り検査をしているのが実態ですが、その検査作業もスピードアップにより不十分になりかねません。

最近の事例では、国内外の鶏肉の半数から抗生物質耐性菌が見つかったり (18 年 3 月 31 日日経夕刊)、豪州大麦から食品衛生法の基準値を超える殺菌剤「アソキシストロビン」が検出 (18 年 4 月 4 日日本農業新聞) されたりしており、検疫所でのチェックはますます重要になっているのですが、大変心配です。

3) 食の安全性審査も後退する

・「予防原則」に基づく慎重な安全性審査はできなくなります。TPP12 の元協定の第 7 章「衛生植物検疫 (SPS) 措置」には、SPS 委員会という専門委員会が新たに設置され、食品の

安全性について検討します。ここでは締約国や利害関係者（多国籍企業の代表を含む）が意見を述べることができ、「リスク分析」という客観的で科学的な証拠に基づく考え方が重視されます。ここでは、**GMO**、新規食品添加物など、安全かどうかまだ科学的に結論が出ていないものについて、はっきりと危険だと証明しなければ規制できません。欧州などで用いられている「予防原則」による慎重な考え方は通用しないのです。日本の食品安全委員会は今、どんどんと **GMO** を認める傾向がありますが、消費者が求める規制強化もできなくなります。

またすでに残留農薬基準についてはフルジオキサニルなどポストハーベスト農薬を日本でこれまで認められていたものより高い濃度で使用してもよいこととなるなど弊害がすでに現れています。

・国際機関の基準を重視することも記載されており、**BSE** 問題などでは国際獣疫事務局（**OIE**）の基準をもとに規制緩和される傾向があります。今日本の **BSE** 対策も後退させられているのです。食の安全を協議するコーデックス委員会も国際機関ですが、貿易自由化を重視する傾向があり、その基準をもとに各国の規制緩和も行われるおそれがあります。

現に国際汎用食品添加物だとして日本はベーキングパウダーにアルミニウムを含むアルミノ珪酸ナトリウムなどを認めるようになりました。これは欧州では子供の神経毒性的疾患との関係が疑われているものです。

4) 食品表示のルールも企業に都合のよいものになります。

食品表示のルールは消費者の選択権を確保する重要な制度ですが、このルール作りに企業が積極的に口を挟むことができるようになります。

TPP12 元協定の第8章「貿易の技術的障害 (TBT)」では、食品のより厳しい義務表示はできなくなります。この章では、各国が食品表示のルールを作る際の規定があり、義務表示など強制力のある表示を行う場合には、輸出国や **GM** 企業なども利害関係者として関与することになり、消費者の声よりも企業の意向が反映されやすくなります。

今、日本の消費者庁は **GM** 表示の検討をしていますが、消費者が求める厳しい **GM** 表示（「不分別」などとあいまいな表示を止めることや、表示対象品目の拡大など）は容認されず、逆に、こころある生協などが任意に行なっている「**GMO** でない」という表示ができなくなるという、**GM** 企業に都合の良いルールが実現されようとしています。こうした流れは **TPP** のルールと軌を一にしているのです。

TPP12 の第8章附属書には企業秘密を重視して、食品に含まれる食品添加物の名称を表示しなくてもよいという規定があり、それが **TPP11** にそのまま規定されています。このように消費者の食品選択の権利よりも、企業にとって都合のよいルールがまかり通ることになるのです。